

令和3年11月12日

学生各位

学務部教務課

成績判定に対して異議がある場合の取扱いの変更について（通知）

本学では、試験の結果等に基づく判定に対して異議がある場合の手続きについては、「学修要覧」及び「大学院学修要覧」にてお知らせをしていますが、この度手続きに変更を行いましたのでお知らせします。なお、この変更は令和3年度後学期の成績評価から適用します。

<変更のポイント>

より公正な成績判定を期するため、これまでの成績評価質問書のプロセスを廃止する。全てを異議申し立てとして取扱い、類・専攻・課程・共通教育部等の責任者等による協議を実施する。

（別紙フローを参照）

（変更前）

- ① 異議のある学生は「成績評価質問書」を教務課に提出。教務課は授業担当教員に同質問書を送付し、授業担当教員は教務課を通じて学生に回答を送付。
- ② ①において送付された回答の内容に不服のある学生は「異議申立書」を教務課に提出。当該科目を開講している類・専攻・課程・共通教育部等の責任者等において学生及び教員双方への意見聴取を実施の上、協議。協議の結果は教務課を通じて学生に通知。



（変更後）

※「(変更前)の①」のプロセスを廃止。

- ① 異議のある学生は「異議申立書」を教務課に提出。当該科目を開講している類・専攻・課程・共通教育部等の責任者等において、必要に応じて学生及び教員双方への意見聴取を実施の上、協議。協議の結果は教務課を通じて学生に通知。

本件担当  
学務部教務課  
【情報理工学域成績】情報管理係  
(johokanri-k@office.uec.ac.jp)  
【大学院成績】大学院教務係  
(kyomu-k@office.uec.ac.jp)

## 異議申立て手続の流れ

